

国自技環第 189 号
国自基第 233 号
令和 5 年 3 月 31 日

一般社団法人日本自動車工業会会長 殿

国土交通省自動車局
技術・環境政策課長
車両基準・国際課長
(公印省略)

「自動車の燃費性能に係る公表要領について」の一部改正について

自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（平成 16 年 1 月 30 日国土交通省告示第 61 号。）に、令和四年度燃費基準及び令和七年度燃費基準達成・向上達成レベル等が新たに追加されることにより、「自動車の燃費性能に係る公表要領について」（平成 29 年 3 月 30 日国自環第 267 号）を別紙の新旧対照表のとおり改正しましたので、傘下会員（組合員）に対し周知いただくとともに、公表実施へのご協力をお願いいたします。

国自技環第 189 号
国自基第 233 号
令和 5 年 3 月 31 日

日本自動車輸入組合理事長 殿

国土交通省自動車局
技術・環境政策課長
車両基準・国際課長
(公印省略)

「自動車の燃費性能に係る公表要領について」の一部改正について

自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（平成 16 年 1 月 30 日国土交通省告示第 61 号。）に、令和四年度燃費基準及び令和七年度燃費基準達成・向上達成レベル等が新たに追加されることにより、「自動車の燃費性能に係る公表要領について」（平成 29 年 3 月 30 日国自環第 267 号）を別紙の新旧対照表のとおり改正しましたので、傘下会員（組合員）に対し周知いただくとともに、公表実施へのご協力をお願いいたします。

「自動車の燃費性能に係る公表要領について」の一部改正について
新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

平成 29 年 3 月 30 日国自環第 267 号

改正：令和 3 年 3 月 30 日国自基第 184 号

最終改正：令和 5 年 3 月 31 日国自技環第 189 号、国自基第 233 号

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">自動車の燃費性能に係る公表要領について</p> <p>1. 公表時期等 (1)・(2) (略) (3) 評価取消しの公表 実施要領第 4 条の <u>6</u> に基づき評価を取り消したときは、その旨を速やかに公表する。 (4) 公表削除 公表項目の削除については、原則として指定自動車製作等廃止届若しくは指定装置製作等廃止届が提出されたもの又は販売が停止されたものとし、毎月 1 日（1 日が休日の場合、原則として最も早い休日でない日）に順次削除する。ただし、実施要領第 4 条の <u>6</u> に基づき評価を取り消した自動車については、当該評価を取り消した後速やかに削除するものとし、(3) に基づく公表は、当分の間削除しないものとする。</p> <p>2. 公表資料の様式 型式指定若しくは新型届出又は既指定申請若しくは変更届出を行った自動車について、10・15モード燃費値、JC08モード燃費値、WLTCモード燃費値、<u>重量車モード燃費値及びJH25モード燃費値</u>を公表する場合</p>	<p style="text-align: center;">自動車の燃費性能に係る公表要領について</p> <p>1. 公表時期等 (1)・(2) (略) (3) 評価取消しの公表 実施要領第 4 条の <u>3</u> に基づき評価を取り消したときは、その旨を速やかに公表する。 (4) 公表削除 公表項目の削除については、原則として指定自動車製作等廃止届若しくは指定装置製作等廃止届が提出されたもの又は販売が停止されたものとし、毎月 1 日（1 日が休日の場合、原則として最も早い休日でない日）に順次削除する。ただし、実施要領第 4 条の <u>3</u> に基づき評価を取り消した自動車については、当該評価を取り消した後速やかに削除するものとし、(3) に基づく公表は、当分の間削除しないものとする。</p> <p>2. 公表資料の様式 型式指定若しくは新型届出又は既指定申請若しくは変更届出を行った自動車について、10・15モード燃費値、JC08モード燃費値、WLTCモード燃費値<u>及び重量車モード燃費値</u>を公表する場合は、下記の表の自動車の</p>

は、下記の表の自動車の区分に応じ、それぞれ下記の表の様式を用い、公表車種ごと及び製造事業者等ごとに資料を作成し、公表するものとする。

	車種	燃費基準	測定モード	様式
乗用自動車	ガソリン乗用車 (軽自動車) ガソリン乗用車 (普通・小型)	平成 27 年度、令和 2 年度及び令和 12 年度	WLTC モード	1-1
		平成 27 年度及び令和 2 年度	JC08 モード	1-6
		平成 22 年度	10・15 モード	1-11
	ディーゼル乗用車	平成 27 年度、令和 2 年度及び令和 12 年度	WLTC モード	1-2
		平成 27 年度及び令和 2 年度	JC08 モード	1-7
		二	10・15 モード	1-12
	LP ガス乗用車	<u>令和 2 年度</u> 及び令和 12 年度	WLTC モード	1-3
		<u>令和 2 年度</u>	JC08 モード	1-8
		平成 22 年度	10・15 モード	1-13
	ガソリン小型バス	平成 27 年	WLTC モード	1-4

区分に応じ、それぞれ下記の表の様式を用い、公表車種ごと及び製造事業者等ごとに資料を作成し、公表するものとする。

	車種	燃費基準	測定モード	様式
乗用自動車	ガソリン乗用車 (軽自動車) ガソリン乗用車 (普通・小型)	平成 27 年度、令和 2 年度及び令和 12 年度	WLTC モード	1-1
		平成 27 年度及び令和 2 年度	JC08 モード	1-6
		平成 22 年度	10・15 モード	1-11
	ディーゼル乗用車	平成 27 年度、令和 2 年度及び令和 12 年度	WLTC モード	1-2
		平成 27 年度及び令和 2 年度	JC08 モード	1-7
		<u>平成 22 年度</u>	10・15 モード	1-12
	LP ガス乗用車	<u>平成 27 年度、令和 2 年度</u> 及び令和 12 年度	WLTC モード	1-3
		<u>平成 27 年度</u> 及び令和 2 年度	JC08 モード	1-8
		平成 22 年度	10・15 モード	1-13
	ガソリン小型バス	平成 27 年	WLTC モード	1-4

		度、令和2年度及び令和12年度		
		平成27年度及び令和2年度	JC08モード	1-9
		—	10・15モード	1-14
ディーゼル小型バス		平成27年度、令和2年度及び令和12年度	WLTCモード	1-5
		平成27年度及び令和2年度	JC08モード	1-10
		—	10・15モード	1-15
	路線バス等又は一般バス等	令和7年度	JH25モード	3-1
平成27年度		重量車モード	3-3	
貨物自動車	ガソリン貨物車(軽自動車) ガソリン貨物車(普通・小型)	平成27年度及び令和4年度	WLTCモード	2-1
			JC08モード	2-3
		平成22年度	10・15モード	2-5
	ディーゼル貨物車	平成27年度及び令和4年度	WLTCモード	2-2
			JC08モード	2-4
		—	10・15モード	2-6
トラック等又はトラクタ	令和7年度	JH25モード	3-2	
	平成27年度	重量車モード	3-4	

		度、令和2年度及び令和12年度		
		平成27年度及び令和2年度	JC08モード	1-9
		—	10・15モード	1-14
ディーゼル小型バス		平成27年度、令和2年度及び令和12年度	WLTCモード	1-5
		平成27年度及び令和2年度	JC08モード	1-10
		—	10・15モード	1-15
	路線バス等	平成27年度	重量車モード	3-1
一般バス等	平成27年度	重量車モード		
貨物自動車	ガソリン貨物車(軽自動車) ガソリン貨物車(普通・小型)	平成27年度及び令和4年度	WLTCモード	2-1
			JC08モード	2-3
		平成22年度	10・15モード	2-5
	ディーゼル貨物車	平成27年度及び令和4年度	WLTCモード	2-2
			JC08モード	2-4
		平成22年度	10・15モード	2-6
トラック等	平成27年度	重量車モード	3-2	
トラクタ	平成27年度	重量車モード		

3. 公表項目及び公表資料の記載上の注意点

次に該当する車種ごとに資料を作成し、以下の（１）から（１６）までの項目を公表する。

なお、乗用車にあつては、（６）及び（８）から（１２）にあつては、同一の燃費値を持つ設定が複数ある場合（平成二十七年度燃費基準達成・向上達成レベル及び令和二年度燃費基準達成・向上達成レベルが異なる場合を除く。（６）及び（８）については、同一の多段階評価である場合に限る。以下同じ。）は、「～」により範囲を示して記載し、貨物車にあつては、（６）及び（８）から（１２）について、同一の燃費値を持つ設定が複数ある場合は、「～」により範囲を示して記載する。

また、重量車（路線バス等、一般バス等、トラック等及びトラクタ。以下同じ。）にあつては、（９）から（１２）は、燃費値の算定に当たり用いた設定を記載する。

①～⑪ （略）

（１）～（５） （略）

（６）燃費基準値（又は燃費基準相当値）

当該自動車の区分及びモードに応じた基準エネルギー消費効率を記載する。なお、基準エネルギー消費効率が定められていない自動車については、当該欄に斜線（／）を引く。

ただし、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示別添 42 I に規定する JC08H モード法及び同告示別添 42 I に規定する JC08C モード法又は同告示別添 42 II に規定する WLTC モード法により道路運送車両の保安基準第 31 条第 2 項の基準に適合したディーゼル乗用自動車、ディーゼル小型バス（平成二十七年度基準エネルギー消費効率の場合を除く。）又はディーゼル貨物自動車（平成二十七年度基準エネルギー消費効率の場合にあつては、貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成二十七年経済産業省・国土交通省告示第一号。以下「貨物車判断基準告示」という。） 1-1（2）の

3. 公表項目及び公表資料の記載上の注意点

次に該当する車種ごとに資料を作成し、以下の（１）から（１６）までの項目を公表する。

なお、乗用車にあつては、（６）及び（８）から（１２）にあつては、同一の燃費値を持つ設定が複数ある場合（平成二十七年度燃費基準達成・向上達成レベル及び令和二年度燃費基準達成・向上達成レベルが異なる場合を除く。（６）及び（８）については、同一の多段階評価である場合に限る。以下同じ。）は、「～」により範囲を示して記載し、貨物車にあつては、（６）及び（８）から（１２）について、同一の燃費値を持つ設定が複数ある場合は、「～」により範囲を示して記載する。

また、重量車にあつては、（９）から（１２）は、燃費値の算定に当たり用いた設定を記載する。

①～⑪ （略）

（１）～（５） （略）

（６）燃費基準値（又は燃費基準相当値）

当該自動車の区分及びモードに応じた基準エネルギー消費効率を記載する。なお、基準エネルギー消費効率が定められていない自動車については、当該欄に斜線（／）を引く。

ただし、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示別添 42 I に規定する JC08H モード法及び同告示別添 42 I に規定する JC08C モード法又は同告示別添 42 II に規定する WLTC モード法により道路運送車両の保安基準第 31 条第 2 項の基準に適合したディーゼル乗用自動車、ディーゼル小型バス又はディーゼル貨物自動車（車両総重量が 1.7 トン以下のものに限る。）については、基準エネルギー消費効率に 1.1 を乗じて算出し、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示別添 42 I に規定する JC08H モード法及び同告示別添 42 I に規定する JC08C モード法又は同告示別添 42 II に規定する WLTC モード法により道路運送車両の保安基準第 31 条第 2 項の基準に適合した

表、令和四年度基準エネルギー消費効率の場合にあつては、貨物車判断基準告示1-1(5)の表における燃料の種類区分が軽油のみのものを、それぞれ除く。)については、基準エネルギー消費効率に1.1を乗じて算出し、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示別添42Iに規定するJC08Hモード法及び同告示別添42Iに規定するJC08Cモード法又は同告示別添42IIに規定するWLTCモード法により道路運送車両の保安基準第31条第2項の基準に適合したLPガス乗用自動車については、基準エネルギー消費効率に0.78(令和十二年度基準エネルギー消費効率の場合にあつては0.74)を乗じて算出した数値(小数点以下一位未満を切り上げて得た数値とし、以下「燃費基準相当値」という。)を記載する。

(7) (略)

(8) 燃費基準達成・向上達成レベル

10・15モード燃費値についての燃費基準達成レベルは、次の事項を記載する。(様式への記入に際しては、〔〕内に掲げる数字を記載する。)

- ①平成22年度燃費基準19%達成車〔119〕…実施要領第3条第1号に規定する燃費基準19%向上達成レベルを満たす自動車
- ②平成22年度燃費基準30%向上達成車〔130〕…実施要領第3条第2号に規定する燃費基準30%向上達成レベルを満たす自動車
- ③平成22年度燃費基準32%向上達成車〔132〕…実施要領第3条第3号に規定する燃費基準32%向上達成レベルを満たす自動車
- ④平成22年度燃費基準39%向上達成車〔139〕…実施要領第3条第4号に規定する燃費基準39%向上達成レベルを満たす自動車
- ⑤平成22年度燃費基準41%向上達成車〔141〕…実施要領第3条第5号に規定する燃費基準41%向上達成レベルを満たす自

LPガス乗用自動車については、基準エネルギー消費効率に0.78(令和12年度燃費基準値の場合にあつては0.74)を乗じて算出した数値(小数点以下一位未満を四捨五入して得た数値とし、以下「燃費基準相当値」という。)を記載する。

(7) (略)

(8) 燃費基準達成・向上達成レベル

10・15モード燃費値についての燃費基準達成レベルは、次の事項を記載する。(様式への記入に際しては、〔〕内に掲げる数字を記載する。)

- ①平成22年度燃費基準達成車〔100〕…実施要領第3条第1号に規定する燃費基準達成レベルを満たす自動車
- ②平成22年度燃費基準5%向上達成車〔105〕…実施要領第3条第2号に規定する燃費基準5%向上達成レベルを満たす自動車
- ③平成22年度燃費基準10%向上達成車〔110〕…実施要領第3条第3号に規定する燃費基準10%向上達成レベルを満たす自動車
- ④平成22年度燃費基準15%向上達成車〔115〕…実施要領第3条第4号に規定する燃費基準15%向上達成レベルを満たす自動車
- ⑤平成22年度燃費基準20%向上達成車〔120〕…実施要領第3条第5号に規定する燃費基準20%向上達成レベルを満たす自

動車

- ⑥平成 22 年度燃費基準 44%向上達成車〔144〕…実施要領第3条第6号に規定する燃費基準 44%向上達成レベルを満たす自動車
- ⑦平成 22 年度燃費基準 47%向上達成車〔147〕… 実施要領第3条第7号に規定する燃費基準 47%向上達成レベルを満たす自動車
- ⑧平成 22 年度燃費基準 50%向上達成車〔150〕…実施要領第3条第8号に規定する燃費基準 50%向上達成レベルを満たす自動車
- ⑨平成 22 年度燃費基準 51%向上達成車〔151〕… 実施要領第3条第9号に規定する燃費基準 51%向上達成レベルを満たす自動車
- ⑩平成 22 年度燃費基準 55%向上達成車〔155〕… 実施要領第3条第10号に規定する燃費基準 55%向上達成レベルを満たす自動車
- ⑪平成 22 年度燃費基準 57%向上達成車〔157〕… 実施要領第3条第11号に規定する燃費基準 57%向上達成レベルを満たす自動車
- ⑫平成 22 年度燃費基準 62%向上達成車〔162〕… 実施要領第3条第12号に規定する燃費基準 62%向上達成レベルを満たす自動車
- ⑬平成 22 年度燃費基準 63%向上達成車〔163〕… 実施要領第3条第13号に規定する燃費基準 63%向上達成レベルを満たす自動車
- ⑭平成 22 年度燃費基準 73%向上達成車〔173〕… 実施要領第3条第14号に規定する燃費基準 73%向上達成レベルを満たす自動車
- ⑮平成 22 年度燃費基準 84%向上達成車〔184〕… 実施要領第3条第15号に規定する燃費基準 84%向上達成レベルを満たす自動車

動車

- ⑥平成 22 年度燃費基準 25%向上達成車〔125〕… 実施要領第3条第6号に規定する燃費基準 25%向上達成レベルを満たす自動車
- ⑦平成 22 年度燃費基準 38%向上達成車〔138〕…実施要領第3条第7号に規定する燃費基準 38%向上達成レベルを満たす自動車
- ⑧平成 22 年度燃費基準 50%向上達成車〔150〕… 実施要領第3条第8号に規定する燃費基準 50%向上達成レベルを満たす自動車
(新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)

動車

⑯平成 22 年度燃費基準 94%向上達成車〔194〕… 実施要領第 3 条第 16 号に規定する燃費基準 94%向上達成レベルを満たす自動車

(新設)

⑰平成 22 年度燃費基準 105%向上達成車〔205〕… 実施要領第 3 条第 17 号に規定する燃費基準 105%向上達成レベルを満たす自動車

(新設)

上記①～⑰のいずれにも該当しない自動車は空欄とする。

また、JC08 モード燃費値、重量車モード燃費値及び JH25 モード燃費値については、平成二十七年度燃費基準達成・向上達成レベル、令和二年度燃費基準達成・向上達成レベル（ガソリン乗用自動車、ディーゼル乗用自動車、LP ガス乗用自動車、ガソリン小型バス及びディーゼル小型バスに限る。以下同じ。）、令和四年度燃費基準達成・向上達成レベル（ガソリン貨物自動車及びディーゼル貨物自動車に限る。以下同じ。）及び令和七年度燃費基準達成・向上達成レベル（重量車に限る。以下同じ。）を、WLTC モード燃費値については、平成二十七年度燃費基準達成・向上達成レベル、令和二年度燃費基準達成・向上達成レベル、令和四年度燃費基準達成・向上達成レベル及び令和十二年度燃費基準達成・向上達成レベル（ガソリン乗用自動車、ディーゼル乗用自動車、LP ガス乗用自動車、ガソリン小型バス及びディーゼル小型バスに限る。）を記載する。ただし、それぞれの燃費基準を達成していない自動車（令和四年度燃費基準達成・向上達成レベルの場合にあっては、90%未満の自動車、令和七年度燃費基準達成・向上達成レベルの場合にあっては、95%未満の自動車及び令和十二年度燃費基準達成・向上達成レベルの場合にあっては、55%未満の自動車）については空欄とする。

なお、基準エネルギー消費効率が定められていない自動車の場合は、当該欄に「燃費基準無し」と記載する。

上記①～⑧のいずれにも該当しない自動車は空欄とする。

また、JC08 モード燃費値及び重量車モード燃費値については、平成二十七年度燃費基準達成・向上達成レベル及び令和二年度燃費基準達成・向上達成レベル（ガソリン乗用自動車、ディーゼル乗用自動車、LP ガス乗用自動車、ガソリン小型バス及びディーゼル小型バスに限る。以下同じ。）を、WLTC モード燃費値については、平成二十七年度燃費基準達成・向上達成レベル、令和二年度燃費基準達成・向上達成レベル及び令和十二年度燃費基準達成・向上達成レベル（ガソリン乗用自動車、ディーゼル乗用自動車、LP ガス乗用自動車、ガソリン小型バス及びディーゼル小型バスに限る。）を記載する。ただし、それぞれの燃費基準を達成していない自動車（令和十二年度燃費基準達成・向上達成レベルの場合にあっては、燃費基準達成・向上達成レベルが 55%未満の自動車）については空欄とする。

なお、基準エネルギー消費効率が定められていない自動車の場合は、当該欄に「燃費基準無し」と記載する。

(9)～(13) (略)

(14) 自動車の構造

構造A若しくは構造B（又は構造B1又は構造B2）、トラック等若しくはトラクタ又は路線バス等若しくは一般バス等の別を記載する。

(15)・(16) (略)

(17) 多段階評価

実施要領第4条の5の表の上欄に掲げる令和十二年度燃費基準達成・向上達成レベルに応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる多段階評価を記載する。なお、記載は算用数字にて行うものとする。

(例：★3.5)

4. 一覧表の作成

(1) (略)

(2) 一覧表の提出方法

製造事業者等は、作成した一覧表を自動車局車両基準・国際課担当者に電子メールにて提出するものとする。なお、提出に当たっては、以下の点に留意することとする。

- ・作成した一覧表は、エクセルファイルで提出する。
- ・提出締切日は、原則として公表日の5日前とする。
- ・提出した一覧表は各製造事業者等が保存しておくものとする。
- ・提出する際には公表を希望する日を明記するものとする（原則毎月1日。ただし、やむを得ない場合はこの限りではない）。
- ・一覧表を作成する際には、差し支えない範囲で販売予定のものも入れることとする。
- ・本公表に加え、低排出ガス車認定実施要領に基づく公表を同時に行う場合には、希望日を同日にするものとする。

5. 評価を取り消した自動車に係る公表事項

(9)～(13) (略)

(14) 自動車の構造

構造A若しくは構造B（又は構造B1又は構造B2）（燃費基準値が構造別に設定されているものに限る。）、トラック等若しくはトラクタ又は路線バス等若しくは一般バス等の別を記載する。

(15)・(16) (略)

(17) 多段階評価

自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（平成十六年国土交通省告示第六十一号）第4条の3の表の上欄に掲げる令和十二年度燃費基準達成・向上達成レベルに応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる多段階評価を記載する。なお、記載は算用数字にて行うものとする。（例：★3.5）

4. 一覧表の作成

(1) (略)

(2) 一覧表の提出方法

製造事業者等は、作成した一覧表を自動車局環境政策課担当者に電子メールにて提出するものとする。なお、提出に当たっては、以下の点に留意することとする。

- ・作成した一覧表は、エクセルファイルで提出する。
- ・提出締切日は、原則として公表日の5日前とする。
- ・提出した一覧表は各製造事業者等が保存しておくものとする。
- ・提出する際には公表を希望する日を明記するものとする（原則毎月1日。ただし、やむを得ない場合はこの限りではない）。
- ・一覧表を作成する際には、差し支えない範囲で販売予定のものも入れることとする。
- ・本公表に加え、低排出ガス車認定実施要領に基づく公表を同時に行う場合には、希望日を同日にするものとする。

5. 評価を取り消した自動車に係る公表事項

実施要領第4条の6に基づき評価を取り消した自動車に係る公表事項は、当該自動車に係る実施要領第5条第1項第1号、第2号、第5号から第8号までに掲げる項目、当該評価を取り消した日及び当該評価を取り消した自動車の範囲とする。

実施要領第4条の3に基づき評価を取り消した自動車に係る公表事項は、当該自動車に係る自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（平成16年国土交通省告示第61号）第5条第1項第1号、第2号、第5号から第8号までに掲げる項目、当該評価を取り消した日及び当該評価を取り消した自動車の範囲とする。

この通達は、令和5年4月1日から施行する。